

問 I-4-⑧（新制度施行直後の申請）

平成 20 年 12 月 1 日の新制度施行後、すぐに移行認定又は移行認可の申請を行うことはできますか。

答

1 移行認定又は移行認可の申請を行うに当たっては、各法人において、全ての申請書類を揃えた上で、行政庁に申請していただくのが原則ですが、新制度施行後すぐに揃えることが難しい申請書類について、その一部が揃ってなくても（又は一部の記載がなされていなくても）、下記の 2 から 4 までの方法により申請することができることとしています。この場合、各法人においては、当初の申請の後にできるだけ速やかに追加書類を提出するようにしてください。

なお、全ての申請書類が揃わないと審査できない事項があるため、全ての申請書類を揃えた後に申請を行う場合と比べて移行認定又は移行認可の処分がなされる時期が必ずしも早くなるとは限りませんので、ご了承ください。

2 現行の民法法人が、新法に適合するものとするために必要な定款の変更の手続については、通常、新法施行日（平成20年12月1日）以降に行うこととなりますが、施行日より前に行うことも認められるものと考えられます。

ただし、現行の民法法人が、施行日前に、移行の登記をすることを停止条件として、新制度の代表理事を選定しておくことはできません。

すなわち、移行と同時に（一般社団・財団法人法上の）理事会を設置して最初の代表理事の選定を行おうとする場合には、代表理事の就任予定者の氏名を直接定款の変更の案（の附則）に記載することとなりますが、新制度施行前に定款の変更の案の決議を行う場合には、これらを定款の変更の案に記載することができないこととなります。

そこで、このような場合の移行認定又は移行認可の申請に当たっては、定款の変更の案の決議がなされていれば、申請時に代表理事の選定（定款の変更の案への氏名の記載）がなされていなくても、申請自体は可能としています。この場合、申請法人にあつては、当初の申請時には、いずれの理事が代表理事となるかが記載されていない役員等就任予定者の名簿（移行認定の場合のみ。以下同じ。）及び最初の代表理事の氏名が記載されていない定款の変更の案を提出し、その後、代表理事の選定（代表理事の氏名を定款に記載する定款の変更の案の決議）を行った上で、行政庁に対して、代表理事についての記載がなされている役員等就任予定者の名簿及び定款の変更の案、（2 回目の）定款の変更に関し必要な手続を経ていることを証する書類（社員総

会、理事会、評議員会の議事録等）を提出するようにしてください。

3 移行と同時に会計監査人を設置する場合についても上記の代表理事の場合と概ね同様の取扱いとなりますが、この場合には役員等就任予定者の名簿ではなく「会計監査人の氏名又は名称」を記載することとされている申請書類の別紙1（移行認定の場合のみ）を提出していただくこととなります。

4 また、現行の財団法人にあつては、施行日以後に最初の評議員の選任方法について、旧主務官庁の認可を受けることとなりますが（整備法第92条）、申請時に旧主務官庁の認可をまだ受けておらず、最初の評議員の選任がなされていなくても、申請自体は可能です。

この場合、申請法人にあつては、当初の申請時には、最初の評議員の氏名が記載されていない役員等就任予定者の名簿を提出し、その後、旧主務官庁の認可を受けて最初の評議員の選任を行った上で、最初の評議員の氏名が記載された役員等就任予定者の名簿、最初の評議員の選任方法に関する旧主務官庁の認可書の写しを提出するようにしてください。

（問Ⅰ－2－③、問Ⅱ－1－⑤、問Ⅱ－3－①参照）

＜新制度施行直後に申請する場合の手続の流れの一例＞

(注) 移行と同時に評議員、評議員会、代表理事及び会計監査人を設置しようとする旧民法法人（財団法人）が新制度施行直後に移行認定を申請する場合の例

- 現行寄附行為の変更の手続に則って、移行の登記を停止条件とした定款の変更の案の決議を行う。
 - ・ 定款の変更の案（の附則）に最初の代表理事及び会計監査人の氏名（名称）は記載せず。

----- 新制度施行（平成 20 年 12 月 1 日） -----

- 旧主務官庁に最初の評議員の選任方法についての認可を申請。
- 行政庁に対して移行認定を申請
 - ・ 役員等就任予定者の名簿には、いずれの理事が代表理事の就任予定者であるかの記載はせず、また、最初の評議員の氏名も記載せず。
 - ・ 最初の代表理事等の氏名（名称）が記載されていない定款の変更の案を提出。
 - ・ 別紙 1 (4)「会計監査人の氏名又は名称」については記載せず。
 - ・ 最初の評議員の選任方法に関する旧主務官庁の認可書の写しは添付せず。
- 旧主務官庁から最初の評議員の選任方法についての認可を受けて、最初の評議員を選任。
- 寄附行為（定款）の定款変更の手続に則って、移行を停止条件とした定款の変更の案に、最初の代表理事及び会計監査人の氏名（名称）を追加する決議を行う。
- 行政庁に対して、追加書類を提出。
 - ・ 最初の評議員及び代表理事についての記載がなされた役員等就任予定者の名簿
 - ・ 最初の代表理事及び会計監査人の氏名（名称）を記載した定款の変更の案
 - ・ （2 回目の）定款の変更に関し必要な手続を経ていることを証する書類
 - ・ 会計監査人の氏名（名称）を記載した別紙 1
 - ・ 最初の評議員の選任方法に関する旧主務官庁の認可書の写し
- 行政庁から移行認定等の処分。